

1年生の保護者の皆様へ

富山県私立高等学校生徒奨学補助金(家計急変世帯への支援)について (令和3年4月～6月)

授業料助成

令和2年5月 富山県総合政策局企画調整室私学振興担当

制度の内容

保護者の失職、倒産や新型コロナウイルスの影響による収入の激減などの家計急変事由が生じた世帯に対し、授業料の助成を行う制度です。

補助要件

以下の全てに該当する場合に対象となります。

- ・生徒が県内の私立高等学校に在籍していること。
- ・保護者の令和2年分の所得の合算額が、家計急変事由の発生により、428万円未満(年収目安590万円未満)となったこと。
- ・保護者のうち少なくとも1人が県内に住所を有していること。

(単身赴任等のやむを得ない事情により、一時的に県外に居住している者も含む(ただし、県外での居住を開始した日の前日において、県内に1年以上居住していた者に限る。))

※定年退職や本人の意思による離職、新型コロナウイルス以外の要因による収入の減少の場合は補助対象外です。

補助月額

33,000円(※)からその月に支給を受けている就学支援金の額を差し引いた額

(※)在籍する学校の授業料月額が33,000円を下回る場合は、当該学校の授業料月額

補助対象期間

令和3年4月から6月まで

提出書類

以下の書類を学校へ提出してください。

- ・授業料減免申請書(すでに提出の場合は、提出不要です)
- ・家計急変の発生事由を証する書類
(離職票、雇用保険受給証明書、解雇通告書、廃業等届出など。ただし、失職や倒産を伴わない新型コロナウイルスの影響による収入減の場合は不要です。)
- ・令和元年分 源泉徴収票など
- ・令和2年分 源泉徴収票など

県内の私立高等学校に通う生徒・保護者の皆様へ

富山県私立高等学校生徒奨学補助金(家計急変世帯への支援)について

入学時納付金助成

令和2年5月 富山県総合政策局企画調整室私学振興担当

制度の内容

自然災害等の被害を受け、かつ、保護者の失職などの家計急変事由が生じた世帯に対し、入学時納付金（入学料及び入学時に納付する施設整備費）の助成を行う制度です。

補助要件

以下の全てに該当する場合に対象となります。

- ・生徒が県内の私立高等学校に在籍していること。
- ・家計急変事由が発生していること。
- ・当該年度末までに、自然災害等により、住家が全壊又は半壊の被害を受けていること。
- ・保護者のうち少なくとも1人が県内に住所を有していること。

（単身赴任等のやむを得ない事情により、一時的に県外に居住している者も含む（ただし、県外での居住を開始した日の前日において、県内に1年以上居住していた者に限る。））

※定年退職や本人の意思による離職の場合は補助対象外です。

補助上限額

124,350円

（私立高校の入学時納付金130,000円から県立高校の入学料5,650円を控除した額）

提出書類

以下の書類を学校へ提出してください。

- ・入学時納付金減免申請書（様式は学校から入手してください）
- ・罹災証明書等
- ・家計急変の発生事由を証する書類
（離職票、雇用保険受給証明書、解雇通告書、廃業等届出など）

留意事項

- ・定年退職や本人の意思による離職の場合は補助対象外です。
- ・家計急変世帯に該当しない場合でも、当該年度の住民税所得割が非課税であれば補助対象となります。申請時期は秋頃を予定しています。